

## 別紙

### 多治見市事務用共通封筒の広告掲載に関する契約書

多治見市（以下「甲」という。）と【広告主】（以下「乙」という。）は、多治見市事務用共通封筒（以下「事務用共通封筒」という。）への広告掲載に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の目的）

第1条 甲は、乙が甲から掲載決定を受けた広告を甲の事務用共通封筒に掲載し、乙は、その対価として甲に広告掲載料金を支払うものとする。

2 乙は、この契約書のほか、多治見市事務用封筒に掲載する広告に関する要綱（令和 年告示第 号。以下「要綱」という。）及び広告掲載決定に係る多治見市事務用共通封筒広告募集要項（以下「要項」という。）の定めるところに従わなければならない。

（広告掲載期間）

第2条 広告掲載は、令和7年度において甲が作成する事務用共通封筒のうち、【長形3号・角形2号】とする。

（広告掲載料金）

第3条 広告掲載料金は、1枠あたり【契約金額】円（消費税・地方消費税を含む。）とする。

（広告掲載料金の支払）

第4条 乙は、広告掲載料金を甲の発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載された納付期限までに納入するものとする。

（広告原稿の作成に要する経費）

第5条 広告原稿の作成に要する経費は、乙が負担するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約から生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

（広告主の責任）

第7条 乙は、広告内容に対して全ての責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 乙は、その広告の掲載に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（事故発生時の報告）

第8条 乙は、事故その他本契約に定める乙の債務を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除することができる。

- (1) 虚偽の申込みによって、広告掲載の決定を受けたことが判明した場合
- (2) 広告掲載料金を指定する期日までに納入しない場合
- (3) 広告掲載の決定があった後に応募条件の規定を満たさなくなった場合

(広告掲載の取下げ)

第10条 甲が事務用共通封筒の作成を発注した後は、乙は、広告の掲載を取り下げることができない。

(広告掲載料金の還付)

第11条 甲は、乙の責に帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときは、納入済みの広告掲載料金を乙に還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料金には、利子を付さない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項については、甲乙の協議により定めるものとする。

(合意管轄)

第14条 本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)は、多治見簡易裁判所又は岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

上記契約の証として、本通2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 〒507-8703

多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市

登録番号 T5000020212041

多治見市長 高木 貴行 印

乙